

平成16年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会次第

平成16年5月26日(水)午前10時
市役所 北庁舎 第3会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 個人情報の収集に係る諮問について

(2) 個人情報を取り扱う事務の報告について

(3) 平成15年度開示請求等の実績の報告について

4 その他

5 閉会



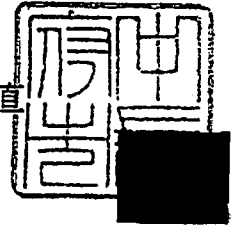
16府総広発第5号

平成16年5月26日

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会長 山上義人様

府中市長 野口忠直



個人情報の収集について（諮問）

今後、新たに開始する個人情報を取り扱う事務のうち、府中市個人情報の保護に関する条例第8条の規定により府中市情報公開・個人情報保護審議会に諮問する事務は、別紙諮問事務一覧表に掲げるとおりです。

つきましては、当該事務において行う同条に該当する個人情報の収集の可否について、府中市情報公開・個人情報保護審議会のご意見を答申くださいますよう、お願い申し上げます。

諮問事務一覧表

1 条例第8条本文の規定により諮問する事務（センシティブ情報（条例第8条各号に該当する個人情報）の収集）

	個人情報を取り扱う事務の名称	事務の対象となる個人の範囲	収集するセンシティブ情報（条例第8条各号に該当する個人情報）の内容	担当部課
1	少年の健全育成に関する警察と学校との相互連絡事業	警察による逮捕者、ぐ犯少年、学校内における問題行動生徒	1 逮捕事案 2 ぐ犯少年送致事案 3 その他非行少年等の事案で警察署長が学校への連絡の必要性を認めた事項	学校教育部 指導室

「少年の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書」に基づく連絡等実施要領

1 趣旨

この要領は、「少年の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書」に基づく連絡等（以下「連絡等」という。）を実施する上で必要な事項を定めるものとする。

2 連絡等に係る警察署

連絡等を行う警察署は、学校所在地を管轄する警察署とし、必要に応じて事件等に関わるその他の警察署とする。

3 学校の役割

- (1) 学校は、警察署と個々の非行・問題行動に関し、必要な情報の連絡等を行うものとする。
- (2) 学校は、警察署と非行・問題行動に関し、必要に応じて協力して対策を講ずるものとする。

4 連絡等の対象

学校に在籍する児童・生徒に関して、次の各号にあげる区分に応じ、それぞれあげる事案とする。

(1) 警察署から学校への連絡事案（別紙1参照）

- ア 逮捕事案
- イ ぐ犯少年送致事案
- ウ その他非行少年等の事案で警察署長が学校への連絡の必要と認める事案

(2) 学校から警察署への連絡事案（別紙2参照）

- ア 児童・生徒の非行、問題行動及びこれらによる未然防止のため、校長が警察署との連携を特に必要と認められる事案
- イ 学校内外における児童・生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、校長が警察署との連携を特に必要と認める事案

5 連絡等の範囲

連絡等の範囲は、対象事案にかかる児童・生徒の氏名、事案の概要及び、対象事案に関係した児童・生徒の健全育成に資するため、警察署長等又は校長が連絡を必要と認める事項とする。

6 連絡等の方法

- (1) 連絡等の方法については、連絡の対象事案を取り扱った少年育成課長・警察署長等及び、校長等の連絡責任者又は連絡責任者が指定した者が連絡を行う。
- (2) 連絡等は、面接又は電話により行うものとする。

7 連絡等の適正な情報管理

- (1) 連絡等の内容については、個人にかかわる情報であることから、秘密保持の徹底に努めること。
- (2) 連絡等の内容の情報収集やその伝達には正確を期する。
- (3) 連絡等の内容については、必要に応じて保護者に連絡するとともに、事実確認を行う。
- (4) 校長は連絡等の内容の取扱について把握する。

8 連絡等に対する対応

- (1) 対象事案に関係した児童・生徒が健全な学校生活を送れるよう、継続的指導を行う。
- (2) 対象事案に関係した児童・生徒への対応に当たっては、本制度の趣旨を踏まえ、相互連絡の内容のみによって、当該児童・生徒の不利益にならないように、適正な措置を行う。

9 その他

- (1) 教職員に本制度の趣旨を周知徹底し、警察からの連絡に対して対応できる体制を確立する。
- (2) 児童・生徒に対して本制度の周知徹底を図るとともに、保護者に対して本制度の趣旨を説明し、十分な理解・協力を求める。
- (3) 本制度を円滑に実施するため、警視庁、教育庁は必要に応じて、必要な単位で協議を行う。